

介護医療院はたごまち重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人 亀岡病院 介護医療院 はたごまち
- ・開設年月日 令和元年10月1日
- ・所在地 京都府亀岡市旅籠町29
- ・電話番号 0771-25-2020
- ・FAX番号 0771-25-2121
- ・管理者名 施設長 浦山 淳
- ・介護保険指定番号 介護医療院(26B1600010号)

(2) 設置目的

当施設は、要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【運営方針】

当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう施設サービス計画に基づき、医学的管理下における看護・介護・機能訓練その他日常的に必要とされる医療、並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。

当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者個々の意思を尊重したサービス提供に努めます。

当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、転倒の恐れ・点滴自己抜去等の緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

当施設では、感染症対策、介護事故対策、身体拘束ゼロ運動、褥瘡防止等を目的に各委員会を設置し、サービスの質の向上に努めます。

当施設では、地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、医療保健福祉サービス提供事業者、及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的なサービスの提供を受けることができるよう努めます。

サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うと共に利用者の同意を得て実施します。

(3) 施設の職員体制

- 1. 管理者(医師) 1名(常勤専従)
- 2. 医師 1名(常勤換算1.0)以上
- 3. 薬剤師 1名(常勤換算0.3)以上
- 4. 看護職員 15名(常勤換算15.0)以上(夜間1名以上)

5. 介護職員	23名（常勤換算23.0）以上（夜間3名以上）
6. 介護支援専門員	1名（常勤換算1.0）以上
7. リハビリ職員	
理学療法士	2名（常勤換算2.0）以上
言語聴覚士	1名（常勤換算1.0）以上
8. 管理栄養士	2名（常勤換算1.7）以上
9. 歯科衛生士	1名（常勤換算1.0）以上

(4) 入所定員等

・定員 90 名

・居室の内容

個室	2 室
2人室	10 室
3人室	16 室
4人室	5 室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画（ケアプラン）の立案
- ② 食事
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、運動機能向上、口腔機能向上、レクリエーション）
- ⑦ 栄養管理（栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理）
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 理美容サービス（委託）
- ⑩ 行政手続代行（介護認定申請）
- ⑪ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金、加算料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの税込料金です。）

	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	807円	1,614円	2,421円
要介護2	906円	1,813円	2,720円
要介護3	1,121円	2,242円	3,364円
要介護4	1,212円	2,425円	3,638円

要介護5	1,295円	2,590円	3,885円
------	--------	--------	--------

② 食費・居住費

・介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、食費及び居住費の料金が次のとおりとなります。

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費/日	0円	370円	370円	370円	450円
食費・1日の上限	300円	390円	650円	1,360円	1,470円

(2) 加算料金

- *サービス提供体制強化加算(Ⅱ)/日 18単位
- *初期加算/日(入所日から30日間) 30単位
- *療養食加算/回 6単位
- *栄養マネジメント強化加算/日 11単位
- *経口移行加算/日 28単位
- *経口維持加算(Ⅰ)/月 400単位
- *経口維持加算(Ⅱ)/月 100単位
- *口腔衛生管理加算(Ⅰ)/日 90単位
- *緊急時治療管理加算/回(1ヶ月に連続3日限度) 518単位
- *外泊時費用/日 362単位(月6日まで)
- *科学的介護推進体制加算(Ⅰ)/月 40単位
- *介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 施設サービス費+加算の5.1%
- *介護職員等ベースアップ等支援加算 施設サービス費+加算の0.5%
- ※1単位10.27円 利用者負担割合は介護保険負担割合証によります。

(3) 特別診療費

- *初期入所診療管理/回 250単位
- *理学療法(Ⅰ)/回 123単位
- *短期集中リハビリテーション/日 240単位
- *認知症短期集中リハビリテーション/日 240単位
- *言語聴覚療法/回 203単位
- *集団コミュニケーション療法/回 50単位
- *摂食機能療法/日 208単位
- *重度療養管理/日 125単位
- *感染対策指導管理加算/日 6単位
- *褥瘡対策指導管理加算/日 6単位
- ※1単位10円利用者負担割合は介護保険負担割合証によります。

(4) その他の料金(税込)

- ①おやつ代/日 110円
- ②教養娯楽費/回 実費

- ③日常着等 入所セット／日 385円
- ④洗濯代 1点につき 121円
- ⑤テレビレンタル代／日 220円（電気代込）
- ⑥電気使用料／日 110円（電気製品持込み1点につき）
- ⑦理美容代 業者委託

（５）支払い方法

- ・毎月月末に締め切り、請求書は翌月10日頃に当施設1階の受付窓口にてご利用者本人または家族にお知らせします。
- ・翌月25日までに当施設1階の受付窓口でお支払ください。
- ・原則は窓口でのお支払となりますが、自動引き落としの場合は郵便局及び銀行口座での引き落としとなります。引き落としを希望される場合は受付窓口までご連絡ください。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

- ・ 協力医療機関
 - ・ 名称：医療法人 亀岡病院
 - ・ 住所：京都府亀岡市古世町3丁目21番1号
- ・ 協力歯科医療機関
 - ・ 名称：嶋村歯科医院
 - ・ 住所：京都府亀岡市北町38

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会：
面会者は面会時間（平日・土曜日：午前9時～午後7時 日曜・祝日：午前10時～午後6時）を遵守し、1階受付窓口に備付けの面会票に記名して下さい。
- ・ 外出、外泊：
外出、外泊の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
- ・ 飲酒、喫煙、火気の取扱い：
当施設では堅くお断りいたします。
- ・ 設備、備品の利用：
施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反した御利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
- ・ 所持品、備品等の持ち込み：
施設内の居室に所持品や備品を持ち込みたい場合は、予め職員へ申し出てください。
- ・ 金銭、貴重品の管理：
ご本人が保管される現金は小銭程度としてください。
紛失等の事故の際は責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・ 外泊、外出時の施設外での受診：
施設外で受診する場合は必ず介護医療院長の紹介状が必要になります。受診を希望される場合には当施設にご相談ください。
- ・ 宗教活動：

施設内での他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮願います。

- ・ ペットの持ち込み：

施設内へのペットの持ち込みはご遠慮願います。

6. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火シャッター、防火扉
排煙装置、非常放送設備、自家発電設備等
- ・ 防災訓練 年2回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

附則) 令和元年 10月 1日 施行

(令和元年 12月 1日 一部改訂)	(令和3年 4月 1日 一部改訂)
(令和3年 8月 1日 一部改訂)	(令和4年 4月 1日 一部改訂)
(令和5年 4月 1日 一部改訂)	(令和6年 1月 1日 一部改訂)
(令和6年 4月 1日 一部改訂)	

<別紙2>

介護保険施設サービスについて

◇介護保険証の確認

入所説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇施設サービス

当施設での施設サービスはご本人様及び身元引受人様の意向を確認のうえ、施設サービスに関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成され、同意をいただいた「施設サービス計画」(ケアプラン)に基づいて提供されます。

医療：

介護医療院は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、利用者様の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

介護：

施設サービス計画に基づいて実施します。

栄養管理：

栄養ケアマネジメント等、栄養管理を実施します。

機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練であり、リハビリテーション効果が期待されます。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

食事：

朝食 8時00分～

昼食 12時00分～

夕食 18時00分～

入浴：

一般浴槽のほか、状態に応じて特殊浴槽で対応します。利用者は週に2回ご利用いただけます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

◇医療機関の受診、投薬について

介護医療院では、利用者に必要な日常的な医療については施設医師、スタッフが担当することとされており、不必要に利用者の為の往診を求めたり、医療機関に通院させたりしてはならないことになっています。

又入所中の投薬に関しては常勤医師が主治医とし、日々の状態の管理の下で処方する事となっている為、他医療機関からの定期的な薬の持ち込みは基本的には行なわないこととします。(入所時持参薬、短期入所時の日数分の持参薬は除く)

◇他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：

当施設では、病院や歯科医院に協力をいただいていますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になったりした場合には、責任を持って他の機関を紹介しますのでご安心ください。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、同意者が指定する連絡先に連絡します。

<別紙3>

介護サービスを安心して受けていただくための個人情報の取り扱いについて

個人情報保護方針は、利用者様が安心して介護サービスを利用いただくための当施設における個人情報の取り扱いに関する宣言です。本方針を確認いただき、内容に同意された上で介護サービスを受けていただきますようお願いいたします。本方針を確認いただき、利用申込書に署名されたことにより、当施設の個人情報の取り扱いに同意された事とさせていただきます。なお、当施設の個人情報の取り扱いにつきまして、不明点等がありましたら問い合わせください。

個人情報保護方針

1. 介護サービス利用者様と信頼関係のもと、利用者様自身の情報を提供いただくことなしに、良い介護サービスを実現することはできません。当施設は、介護サービス提供に必要な範囲において皆様の個人情報を収集し、利用者様の同意のもと利用・提供を行ってまいります。
2. 利用者様から提供いただいた個人情報は、紛失、破壊、改ざん及び漏えいが起こらないよう適切な管理を徹底してまいります。
3. 個人情報に関する法令及びその他のガイドラインを遵守してまいります。
4. 個人情報保護の仕組みを継続的に改善できるよう、職員一同取り組んでまいります。

令和6年1月1日

施設長 浦山 淳

1. 個人情報の収集、利用について

当施設（併設事業所含む）の職員は、利用者様に介護サービスの提供、通常の業務について次の目的の達成のために利用者様の個人情報を利用します。詳細は「利用者様の個人情報の利用目的」を確認して下さい。

- ① 利用者様の健康維持と回復等の直接的な利益のため
- ② 事業所の事務あるいは経営上必要のため
- ③ 介護、医療の向上への寄与のため

上記以外の目的のために利用者様の個人情報を利用する場合には、あらかじめその目的を利用者様に伝え、同意をいただいたうえで利用いたします。

2. 個人情報の第三者提供について

利用者様の個人情報は、あらかじめ利用者様の同意をいただくことなく、当施設（併設事業所含む）の職員以外の者に提供することはいたしません。

ただし、1の利用目的に該当する場合は、利用者様から特にお申し出がない限り、利用者様に介護サービスを提供するための通常業務として必要な範囲において、利用者様及び家族様の個人情報を第三者に提供いたします。

【介護サービスの利用者様の個人情報利用目的】

当施設（併設事業所を含む）におきましては、以下の目的で介護サービス利用者様及び家族様の個人情報を利用・第三者提供いたします。本内容をご理解の上、介護サービスの提供に協力いただきますようお願いいたします。なお、以下の目的において、利用停止・第三者提供拒否の項目がございましたら、あらかじめ申し出願います。

1. 当施設での利用に係る事項

- 1 当施設が利用者様に提供する医療サービス及び介護サービス
- 2 診療科間等で利用者様情報の共有と活用
- 3 介護保険事務
- 4 利用者様にかかる当施設の管理運営業務のうち
 - a 入退所時の療養棟管理
 - b 会計・経理
 - c 介護事故等の報告
 - d 利用者様への医療サービス及び介護サービスの向上

2. 他の事業者への情報提供に伴う事項

- 1 当施設が利用者様に提供する医療サービス及び介護サービスのうち
 - a 他の医療機関及び、介護サービス事業者との連携及び照会への回答
 - b 利用者様の診療等に当たり、外部への医師等の意見・助言を求める場合
 - c 検体検査業務の委託、その他の業務の委託
 - d 家族様への病状説明
- 2 介護保険事務のうち
 - a 審査支払機関へのレセプトの提供
 - b 審査支払機関または保険者からの照会への回答
 - c 公費負担医療・介護に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
 - d 各生命保険会社・各損害保険会社・郵政グループ・各共済会等への療養請求及び回答

3. 損害賠償責任保険に係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出

4. 行政機関への届け出等

5. 上記以外での利用目的

- 1 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 2 施設内において行われる学生の実習への協力
- 3 施設内において行われる症例
- 4 外部監査機関への情報提供